

事 務 連 絡
令和8年10月15日

各 都道府県介護保険主管部（局） 御中
介護保険関係団体

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ & A（V o l . 5）」の発出について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護サービス事業者経営情報の報告等については、「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（令和6年8月2日付け老認発 0802 第1号、老高発 0802 第1号、老老発 0802 第2号）にて、制度を実施する上での留意事項や、厚生労働省が介護サービス事業者経営情報データベースシステム（以下「本システム」という。）を提供することをお示ししているところです。

また、「介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の再開について」（令和8年10月15日付け老認発 1015 第1号、老高発 1015 第1号、老老発 1015 第1号）にて、本システムの運用の再開についてお示したところです。

本システムを活用した分析の精度改善に向けて、報告ルールを整理する観点から、今般「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ & A（V o l . 5）」を送付します。

本システムの入力に当たっては、これまで事業者の皆様より多数のお問い合わせをいただいています。よくいただくお問合せへの回答については、別添のF A Q等にも掲載しているところ、各都道府県におかれましては、事業者の皆様への回答に当たって参考にいただければと思います。

なお、上記のF A Q等については、事業者の皆様からのお問い合わせを踏まえて随時更新のうえ、以下の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、管下の事業所や関係団体を通じた周知のほど、よろしくお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

(別添) [介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ & A](#) (P)



(参考) 厚生労働省ホームページ：

[介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等](#)



介護サービス事業者経営情報の報告に関するQ & A (Vol. 5)

【収益・費用の報告】

問1 法人単位で会計処理を行っているが、事業所又は施設単位で報告を行う際に使用する按分指標について、どのような指標を使用すれば良いか。

(答)

- 報告に当たり、事業所又は施設単位で会計の区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告しても差し支えないこととしています。ただし、こうした場合、機械的に按分を行わざるを得ないことから、本データベースを用いた調査・分析が、より実態に即した精度の高いものとなるよう、報告に当たっては、原則、事業所又は施設ごとに報告を行っていただくよう、お願いしています。

その上で、会計書類において、事業所単位、もしくは法人単位で会計区分を行っている場合に、各事業所のサービス単位に分けて提出いただく場合には、「介護保険の給付対象事業における会計区分について」(平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)に記載されている按分方法をご参照ください。

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=12618&ct=020020010>

【職種別の人数・賃金の報告】

問2 非常勤職員など、1ヶ月につき数回のみ勤務している職員について、「常勤換算数」はどのように計算すればよいか。

(答)

- 当該事業所における該当職員の勤務延時間数を、当該事業所における1週間に常勤の従業者が勤務すべき時間数(所定労働時間)に4を乗じたもので除することにより計算してください。

(例) 常勤職員の1週間あたりの所定労働時間が40時間の事業所において、1月に8回、毎回4時間勤務する(月32時間勤務する)非常勤職員が1名在籍している場合、常勤換算数は0.2(※)となります。

(※) 該当職員の勤務延べ時間32時間 ÷ (常勤職員の所定労働時間40時間 × 4) = 0.2

問3 同一職員が複数の施設・事業所に勤務している場合、各施設・事業所の職員の常勤換算数はどのように算出すればよいか。また、その際の給与・賞与について、どのように算出すればよいか。

(答)

- 当該施設・事業所における該当職員の勤務延時間数を、当該事業所における常勤専従の従業者が勤務すべき時間数（所定労働時間）で除することにより計算してください。
- 給与・賞与についてはその職員に支払われている給与・賞与に上記のとおり算出した常勤換算の値を乗じたものとしてください。

(例) 1週間あたりの所定労働時間が40時間（1日8時間×5日）の法人において、A事業所において3日（24時間）、B事業所において2日（16時間）それぞれ勤務する職員がいる場合、A事業所における常勤換算数は0.6（※）となります。

(※) 該当職員の勤務延べ時間 24 時間 ÷ (専従職員の所定労働時間 40 時間) = 0.6

また、上記のケースにおける当該職員の月額給与が30万円の場合、A事業所における給与額は、30万円×0.6＝18万円として計上してください。

問4 介護支援専門員として専従している職員については、システム内の介護支援専門員・計画作成担当者（再掲）にのみ計上することで差し支えないか。

(答)

- 当該職員については、給与体系が最も近い職種を選択して計上した上で、介護支援専門員・計画作成担当者（再掲）にも計上してください。